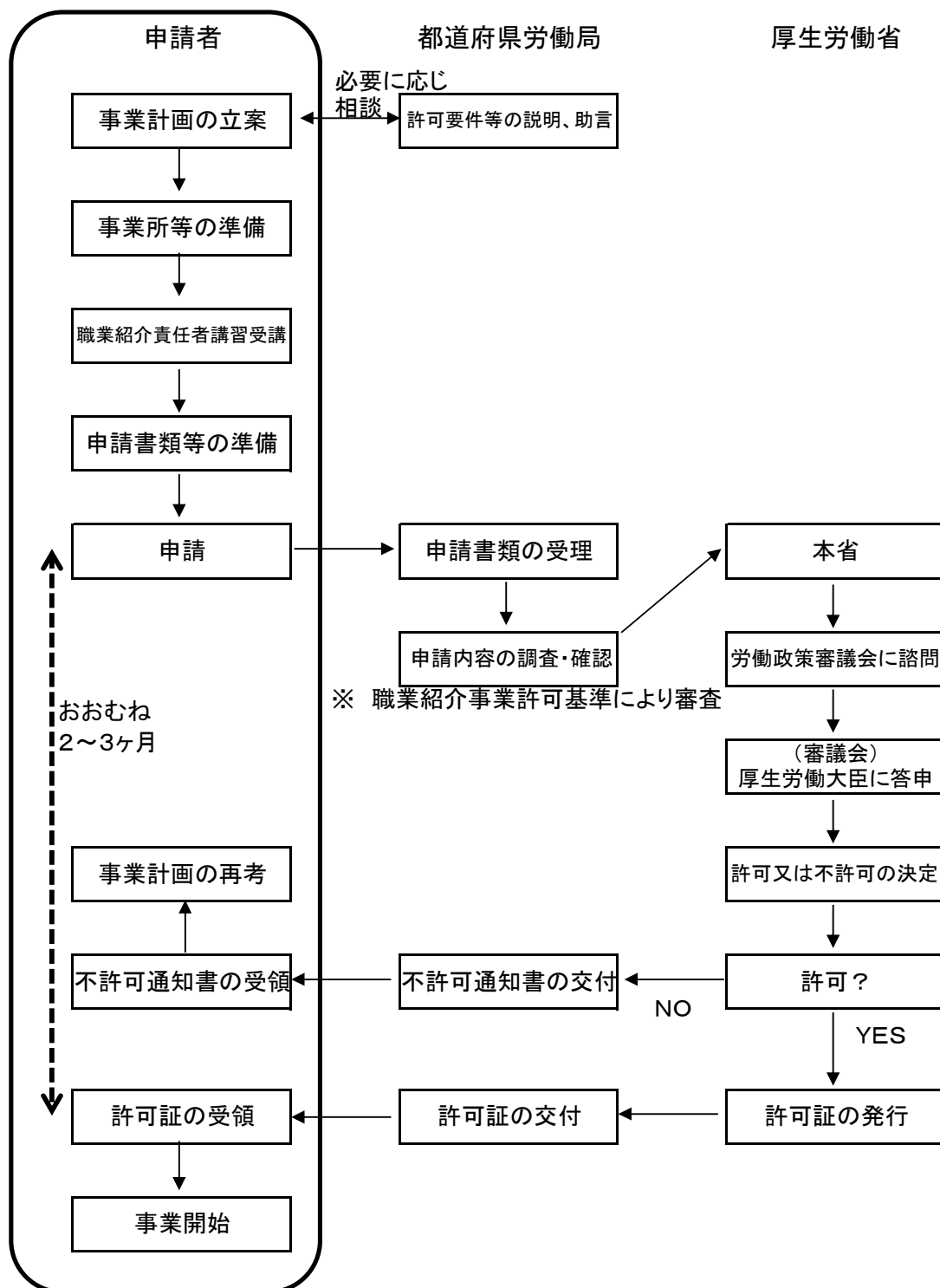


第2 申請、届出の手続き等

事業許可までのプロセス

■ 申請から許可までの流れ



1 有料職業紹介事業の許可手続き及び許可基準について

(1) 許可申請の手続

有料職業紹介事業を行おうとする場合には、事業開始予定時期のおおむね2～3か月前までに、(2)に掲げる書類を申請者の所在地（申請者が法人の場合には、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

この場合、許可申請書には、手数料として〔5万円＋1万8千円×（職業紹介事業を行う事業所の数－1）〕分の収入印紙及び登録免許税〔9万円〕の納付に係る領収証書を添付する必要がありますが、都道府県労働局の指示に従ってください。なお、収入印紙が消印された後は、手数料は返還されません。なお、無料職業紹介事業の許可申請については、収入印紙及び登録免許税の納付に係る領収証書の添付は不要です。

申請にあたり不明な点は、管轄の都道府県労働局にご相談ください。

(2) 提出書類

イ 有料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）3部（正本1部、写し2部）

ロ 有料職業紹介事業計画書（様式第2号）3部（正本1部、写し2部）

ハ 届出制手数料届出書（様式第3号）3部（正本1部、写し2部）

※ ハについては、上限制手数料による場合には提出は不要です。

ニ 添付書類2部（正本1部、写し1部）

必 要 と さ れ る 添 付 書 類	法人の 場合	個人の 場合
① 法人に関する書類 ・ 定款又は寄附行為 ・ 法人の登記事項証明書 ※登記事項証明書については省略可能となる場合があります。詳細については、「職業紹介事業の業務運営要領」をご確認ください。	○ ○	
② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類 ・ 住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。） ・ 履歴書 ・ 精神の機能の障害に関する医師の診断書（*） （*）申請者、役員又は職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。以下同じ。	○ ○ ○	○ ○ ○

・代表者役員の法定代理人の住民票の写し、履歴書及び医師の診断書(*) (代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。なお、営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面(未成年者に係る登記事項証明書)。) ・職業紹介責任者講習受講証明書(以下「受講証明書」という。)の写し(職業紹介責任者に限る。)	○	○
③ 資産及び資金に関する書類		
・最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書 ・預貯金の残高証明書等所有している資産の額を証明する書類(貸借対照表から計算される基準資産が納税証明書及び確定申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要) ・所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書(貸借対照表から計算される事業資金が納税証明書及び確定申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要) ・最近の事業年度における確定申告書の写し(法人にあっては法人税の確定申告書別表1及び4、個人にあっては所得税の確定申告書第一表) ・最近の事業年度における法人税又は所得税の納税証明書((その2)による所得金額に関するもの) ・最近の事業年度における株主資本等変動計算書	○	○ △ △
④ 個人情報の適正管理に関する書類		
・個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程(以下「個人情報適正管理規程」という。)	○	○
⑤ 業務の運営に関する書類		
・業務の運営に関する規程	○	○
⑥ 事業所施設に関する書類		
・建物の登記事項証明書(申請者が所有している場合) ※登記事項証明書については省略可能となる場合があります。詳細については、「職業紹介事業の業務運営要領」をご確認ください。 ・建物の賃貸借又は使用貸借契約書(借りている場合)	○	○
⑦ 手数料に関する書類		
・手数料表(届出制手数料の届出をする場合)	○	○
⑧ 相手先国に関する書類(国外にわたる職業紹介を行う場合)		
※相手先国において職業紹介が認められている根拠となる規定に係る部分のみ。 ・相手先国の関係法令及びその日本語訳 ※国外滞在中の日本人に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介事業を行う場合には添付不要。 ・相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類が外	○	○

国語で記載されている場合にあっては、その日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。） ※相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ。 ⑨ 取次機関に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合であって、取次機関を利用する場合に限る。） ・取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及びその日本語訳 ※業務分担がわかる部分のみ。 ・相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可を受けている場合にあっては、その許可証の写し）及びその日本語訳 ※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ。 ※特定技能の在留資格について、相手先国によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続が定められている場合があるので、出入国在留管理庁ホームページを確認すること。 ・取次機関に関する申告書（通達様式第 10 号）	○	○
	○	○
	○	○

ー添付書類等に関する注意事項ー

イ 履歴書には、職歴、賞罰及び役職員への就任、解任状況について記載してください。また、代表者及び役員が外国人である場合で、履歴書が外国語で記載されている場合は、その日本語訳を添付してください。なお、履歴書への写真の貼付は不要です。

ロ 事業所ごとに専属の職業紹介責任者を職業紹介に係る業務に従事する者の数 50 人について 1 人選任しなければなりません。また、職業紹介責任者として選任しようとする者については、許可の申請に先立って「職業紹介責任者講習会」の受講が必要です。

この講習会は、労働関係法令、職業紹介事業の適正な運営等を行うための理解を深めていただき、労働力の需給調整機関として適正な職業紹介を行っていただくことを目的として実施するものです。

講習会は、厚生労働省に開催を申し出た団体が計画的に開催しています（講習会の実施機関、日程等については厚生労働省のホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059261.html>) に掲載しています。)

ハ 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認します。

ニ 上限制手数料ではなく届出制手数料を徴収する場合は、届出制手数料の届出の手続きが必要です。手数料に関する詳細は 54 ページ目以降に記載していますのでご参照下さい。

(3) 添付書類を省略できる場合

以下の場合に、添付書類の省略ができます。

イ 無料職業紹介事業者が有料職業紹介事業の許可を申請する場合

- ・申請者が法人である場合
 - ⇒ ① 法人に関する書類
 - ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類（(※)に該当する場合の医師の診断書を除く。）
- ・申請者が個人である場合
 - ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類（(※)に該当する場合の医師の診断書を除く。）

ロ 有料又は無料の職業紹介事業の事業主が、無料又は有料の職業紹介事業の許可を受ける場合であって、既存の職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者を許可申請に係る職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者に引き続き選任する場合

- ⇒ 職業紹介責任者の履歴書及び受講証明書の写し
- ⇒ （職業紹介責任者の住所に変更がない場合には、住民票の写し、履歴書及び受講証明書の写し）

ハ 派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合又は労働者派遣事業の許可申請と同時に職業紹介事業の許可申請を行う場合

- ・申請者が法人である場合
 - ⇒ ① 法人に関する書類
 - ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ ③ 資産及び資金に関する書類
- ・申請者が個人である場合
 - ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ ③ 資産及び資金に関する書類

ただし、派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合にあっては、省略することができる書類の事項の内容を労働者派遣事業の申請の際に添付した書類により確認することができない場合は、書類の添付を省略することはできません。

ニ 無料職業紹介事業を行う特別の法人が有料又は無料の職業紹介事業の許可申請を行う場合

- ⇒ ① 法人に関する書類
- ⇒ ② 個人情報の適正管理に関する書類
- ⇒ ③ 業務の運営に関する書類
- ⇒ ④ 職業紹介責任者に関する書類（住民票の写し、履歴書、受講証明書の写し及び医師の診断書）
- ⇒ ⑤ 事業所施設に関する書類
- ⇒ ⑥ 相手先国に関する書類
- ⇒ ⑦ 取次機関に関する書類

(4) 登録免許税の課税

- ① 有料職業紹介事業の許可申請を行おうとする者は登録免許税を納付しなければなりません（登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 3 条）。納税額として、許可一件当たり 9 万円が課されることとなっています（登録免許税法別表第 1 第 81 号）。なお、

無料職業紹介事業の許可申請を行う場合には納付の必要はありません。

- ② 登録免許税については、登録免許税の納付に係る領収証書を申請書（様式第 1 号の第 1 面の裏面）に貼って提出することとなっています。また、納付方法は、現金納付が原則となっており、国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行等や郵便局）又は都道府県労働局の所在地を管轄する税務署において、登録免許税の相当額を現金で納付することとなっています（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 34 条）。

(5) 許可基準

有料職業紹介事業の許可を受けるためには、次の基準を満たす必要があります。

有料職業紹介事業許可基準

次のいずれにも該当する者について、有料職業紹介事業の許可をするものとする。

- 1 法第 31 条第 1 項第 1 号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること）
次のいずれにも該当し、有料職業紹介事業を的確、安定的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

- (1) 資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額（以下「基準資産額」という。）が 500 万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること。
- (2) 事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150 万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から 1 を減じた数に 60 万円を乗じた額を加えて得た額以上となること。

- 2 法第 31 条第 1 項第 2 号の要件（個人情報に適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、業務の過程で得た求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

- (1) 個人情報管理体制に関する要件（指針第 5 参照）

イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が、次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。

- (イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。
- (ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。
- (ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について求職者等への周知がなされていること。
- (ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。

- (イ) 有料職業紹介事業者は、イの(イ)から(ニ)までに掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。
- (ロ) 有料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

- (イ) 有料職業紹介事業者は、法第 5 条の 5 第 1 項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。
- (ロ) 有料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠

であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

b 思想及び信条

c 労働組合の加入状況

・ a から c までについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a 関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c 関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(ハ) 有料職業紹介事業者は、個人情報収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

(ニ) 有料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めるものとする。

(ホ) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(ヘ) 法第5条の5第1項又は法に基づく指針の規定により求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによること。

(a) 同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(b) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。

(c) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

(2) 個人情報管理の措置に関する要件

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ロ) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていること。

(ハ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(ニ) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(イ) 有料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(イ)から(ニ)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ロ) 有料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。

る。

- ・ 「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第 31 条第 1 項第 3 号の要件（1 から 2 までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第 32 条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第 3 条の登録、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第 2 条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下「風営適正化法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）（以下「入管法」という。）別表第一及び別表第一の二並びに別表第二のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあつては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確かな意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第 32 条の 14 の規定により、未成年者ではなく、法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1) のロからリのいずれにも該当すること。

ハ 次のいずれにも該当し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有する者であること。

(イ) 職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める告示（平成 29 年厚生労働省告示第 233 号）第 2 項に定める職業紹介責任者講習を修了（許可の場

合は申請の受理の日、許可の有効期間の更新の場合は許可の有効期間の満了する日の前5年以内の修了に限る。)した者であること。

(㍑) 民法第4条に規定する成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であること。

(㍒) 精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと

(3) 事業所に関する要件

有料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、構造、設備、面積からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ 位置が適切であること

風営適正化法で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。

ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。

具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。

ただし、上記の構造を有することに代えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この(イ)の要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。

(a) 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。この場合において、当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(b) 専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと。

この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(c) 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること。

(㍑) 事業所名(愛称等も含む。)は、利用者にとって、職業安定機関その他公的機関であるとの誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(㍑) 有料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(㍒) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

(ニ) その紹介により就職した者のうち、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)第46条の18第5号の作業に従事する者が、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第35条第1項の規定により労働者災害補償保険の適用を受けることを希望する場合に、同項に規定する団体の代表者として所定の申請を行うものであること。

- (ホ) 労働者派遣事業と兼業する場合にあつては、求職者に係る個人情報と派遣労働者に係る個人情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業の業務の目的の達成に必要な範囲でこれを収集し、当該収集の目的の範囲内でこれを保管および使用するよう、事業運営につき明確な区分がなされていること。

当該要件を満たすには、次のいずれにも該当することが必要であること。

- (a) 労働者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、同一の者について労働者派遣に係る登録と求職の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。
- (b) 派遣の依頼者又は求人者の希望に基づき個別の申込みがある場合を除き、派遣の依頼と求人者の申込みを重複して行わず、かつ、相互に入れ換えないこと。
- (c) 派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業のいずれの業務に使用することを目的として収集されたものであるかを明確にして管理されること。
- (d) 派遣先に係る情報と求人者に係る情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業のいずれの業務に使用することを目的として収集されたものであるかを明確にして管理されること。
- (e) 労働者派遣の登録のみをしている派遣労働者に対して職業紹介を行わないこと。また、求職申込みのみをしている求職者について労働者派遣を行わないこと。
- (f) 派遣の依頼のみをしている者に対して職業紹介を行わないこと。また、求人申込みのみをしている求人者に対して労働者派遣を行わないこと。

ロ 業務の運営に関する規程の要件

法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

法第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件等の明示）、第5条の4（求人等に関する情報の的確な表示）、第5条の5（求職者等の個人情報の取扱い）、第5条の6（求人の申込み）、第5条の7（求職の申込み）、第5条の8（求職者の能力に適合する職業の紹介等）、第32条の3（手数料）、第32条の12（取扱職種の範囲等の届出等）、第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 手数料に関する要件

- (イ) 適法な手数料以外に職業紹介に関し、いかなる名目であっても金品を徴収しないこと。
- (ロ) 徴収する手数料を明らかにした手数料表を有すること。

ニ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ホ 国外にわたる職業紹介に関する要件

- (イ) 国外における職業紹介を実施するに当たっては、法第32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行うものでないこと。
- (ロ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。
- (ハ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。
- (ニ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用するものでないこと。

- (a) 相手先国において活動を認められていないもの。
- (b) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。
- (ホ) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

2 無料職業紹介事業の許可手続き及び 許可基準について

(1) 許可申請の手続

無料職業紹介事業を行おうとする場合には、次に掲げる書類を申請者の所在地（申請者が法人の場合には、その主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません（この場合、許可申請に係る手数料及び登録免許税の納付は不要です。）。

イ 無料職業紹介事業許可申請書（様式第1号）3部（正本1部、写し2部）

ロ 無料職業紹介事業計画書（様式第2号）3部（正本1部、写し2部）

ハ 添付書類2部（正本1部、写し1部）

許可申請は、事業開始予定時期のおおむね2～3か月前までに行う必要があります。

なお、申請にあたり不明な点は、管轄の都道府県労働局に御相談ください。

必 要 と さ れ る 添 付 書 類	法人の 場合	個人の 場合
① 法人に関する書類（法人の種類により異なる。） （法人に関する書類） ・ 定款又は寄附行為 ・ 法人の登記事項証明書 （労働組合の場合、労働組合等に関する書類） ※登記事項証明書については省略可能となる場合があります。詳細については、「職業紹介事業の業務運営要領」をご確認ください。 ・ 労働組合等であることを証明する書類 ・ 組合規約 ・ 組合員数、組合の組織、上部団体等を明らかにする書類 （各種学校の場合、各種学校に関する書類） ・ 各種学校であることを証明する書類 ・ 学校の沿革を明らかにする書類 ・ 学則 ・ 学生、生徒の定員数、現員数、職員数等学校の規模を明らかにする書類	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類 ・ 住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、本籍地の記載のあるものに限る。） ・ 履歴書 ・ 精神の機能の障害に関する医師の診断書（*） （*）申請者、役員又は職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができ	○ ○ ○	○ ○ ○

ないおそれがある者である場合に限る。以下同じ。		
・ 代表者役員の法定代理人の住民票の写し、履歴書及び医師の診断書(※) (代表者役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合。なお、営業の許可を受けている場合は、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面 (未成年者に係る登記事項証明書) 。)	○	○
・ 職業紹介責任者講習受講証明書の写し (職業紹介責任者に限る。)	○	○
③ 資産及び資金に関する書類		
・ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	○	○
・ 預貯金の残高証明書等所有している資産の額を証明する書類 (貸借対照表から計算される基準資産が納税証明書及び確定申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要)		△
・ 所有している資金の額を証明する預貯金の残高証明書 (貸借対照表から計算される事業資金が納税証明書及び確定申告書により証明される場合は、残高証明書等は不要)		△
・ 最近の事業年度における確定申告書の写し (法人にあっては法人税の確定申告書別表 1 及び 4、個人にあっては所得税の確定申告書第一表)	○	△
・ 最近の事業年度における納税証明書 (法人にあっては法人税、個人にあっては所得税) ((その 2) による所得金額に関するもの)	○	△
・ 最近の事業年度における株主資本等変動計算書	○	
④ 個人情報 の 適正管理に関する書類		
・ 個人情報適正管理規程	○	○
⑤ 業務の運営に関する書類		
・ 業務の運営に関する規程	○	○
⑥ 事業所施設に関する書類		
・ 建物の登記事項証明書 (申請者が所している場合) ※登記事項証明書については省略可能となる場合があります。詳細については、「職業紹介事業の業務運営要領」をご確認ください。	○	○
・ 建物の賃貸借又は使用貸借契約書 (借りている場合)	○	○
⑦ 相手先国に関する書類 (国外にわたる職業紹介を行う場合)		
※相手先国において職業紹介が認められている根拠となる規定に係る部分のみ。		
・ 相手先国の関係法令及びその日本語訳 ※国外滞在中の日本人に対し、帰国後の就業支援を目的とした職業紹介事業を行う場合には添付不要。	○	○
・ 相手先国において、国外にわたる職業紹介について事業者の活動が認められていることを証明する書類及び当該書類	○	○

が外国語で記載されている場合にあつては、その日本語訳（取次機関を利用しない場合に限る。） ※相手先国において事業者の活動が認められていることを証明する部分のみ。 ⑧ 取次機関に関する書類（国外にわたる職業紹介を行う場合であつて、取次機関を利用する場合に限る。） ・取次機関及び事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類及びその日本語訳 ※業務分担がわかる部分のみ。 ・相手先国において、当該取次機関の活動が認められていることを証明する書類（相手先国で許可を受けている場合にあつては、その許可証の写し）及びその日本語訳 ※相手先国において当該取次機関の活動が認められていることを証明する部分のみ。 ※特定技能の在留資格について、相手先国によっては政府が取次機関を認証する等、遵守すべき手続が定められている場合があるので、出入国在留管理庁ホームページを確認すること。 ・取次機関に関する申告書（通達様式第 10 号）	○	○
	○	○
	○	○

ー添付書類に関する注意事項ー

イ 履歴書には、職歴、賞罰及び役職員への就任、解任状況について記載してください。また、代表者及び役員が外国人である場合で、履歴書が外国語で記載されている場合は、その日本語訳を添付してください。なお、履歴書への写真の貼付は不要です。

ロ 事業所ごとに専属の職業紹介責任者を職業紹介に係る業務に従事する者の数 50 人について 1 人選任しなければなりません。また、職業紹介責任者として選任しようとする者については、許可の申請に先立って、「職業紹介責任者講習会」の受講が必要です。

この講習会は、労働関係法令、職業紹介事業の適正な運営等を行うための理解を深めていただき、労働力の需給調整機関として適正な職業紹介を行っていただくことを目的として実施するものです。

講習会は、厚生労働省に開催を申し出た団体が計画的に開催しています（講習会の実施機関、日程等については厚生労働省のホームページ

（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059261.html>）に掲載しています。）。

ハ 基準資産額又は自己名義の現金・預金の額が増加する旨の申し立てがあったときは、公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間決算又は月次決算による場合に限り、資産の総額、負債の総額及び自己名義の現金・預金の額のいずれについても当該中間決算又は月次決算により確認します。

(2) 添付書類を省略できる場合

以下の場合に、添付書類の省略ができます。

- イ 有料職業紹介事業者が無料職業紹介事業の許可を申請する場合
- ・申請者が法人である場合

- ⇒ ① 法人に関する書類
- ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類（※）に該当する場合の医師の診断書を除く。）
- ・申請者が個人である場合
 - ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類（※）に該当する場合の医師の診断書を除く。）
- ロ 有料又は無料の職業紹介事業の事業主が、無料又は有料の職業紹介事業の許可を受ける場合であって、既存の職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者を許可申請に係る職業紹介事業の事業所の職業紹介責任者に引き続き選任する場合
 - ⇒ 職業紹介責任者の履歴書及び受講証明書の写し
 - ⇒ （職業紹介責任者の住所に変更がない場合には、住民票の写し、履歴書及び受講証明書の写し）
- ハ 派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合又は労働者派遣事業の許可申請と同時に職業紹介事業の許可申請を行う場合
 - ・申請者が法人である場合
 - ⇒ ① 法人に関する書類
 - ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ ③ 資産及び資金に関する書類
 - ・申請者が個人である場合
 - ⇒ ② 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ ③ 資産及び資金に関する書類

ただし、派遣元事業主が職業紹介事業の許可申請を行う場合にあっては、省略することができる書類の事項の内容を労働者派遣事業の申請の際に添付した書類により確認することができない場合は、書類の添付を省略することはできません。
- ニ 無料職業紹介事業を行う特別の法人が有料又は無料の職業紹介事業の許可申請を行う場合
 - ⇒ ①法人に関する書類
 - ⇒ ②個人情報 の適正管理に関する書類
 - ⇒ ③業務の運営に関する書類
 - ⇒ ④職業紹介責任者に関する書類（住民票の写し、履歴書、受講証明書の写し及び医師の診断書）
 - ⇒ ⑤事業所施設に関する書類
 - ⇒ ⑥相手先国に関する書類
 - ⇒ ⑦取次機関に関する書類

(2) 無料職業紹介事業の許可基準

無料職業紹介事業の許可を受けるためには、次の要件を満たす必要があります。

無料職業紹介事業の許可基準

次のいずれにも該当する者について、無料職業紹介事業の許可をするものとする。

- 1 法第 33 条第 4 項において準用する第 31 条第 1 項第 1 号の要件（申請者が、当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること）

事業を維持運営していくに足る資産又は財政的裏付けを有すること。

- 2 法第 33 条第 4 項において準用する法第 31 条第 1 項第 2 号の要件（個人情報 を適正に管理し、及び求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること）

次のいずれにも該当し、業務の過程で得た求職者等の個人情報を適正に管理し、求人者、求職者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

(1) 個人情報管理体制に関する要件（指針第 5 参照）

イ 求職者等の個人情報を適正に管理するため、事業運営体制が次のいずれにも該当し、これを内容に含む個人情報適正管理規程を定めていること。

(イ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲が明確にされていること。

(ロ) 業務上知り得た求人者、求職者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育が実施されていること。

(ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規程について求職者等への周知がなされていること。

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する職業紹介責任者等による事業所内の体制が明確にされ、苦情を迅速かつ適切に処理することとされていること。

ロ 「適正管理」については、以下の点について留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、イの(イ)から(ニ)までに掲げる事項を含む個人情報適正管理規程について自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して、不利益な取扱いをしてはならないものとする。

ハ 「個人情報の収集、保管及び使用」については、以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、法第 5 条の 5 第 1 項の規定により業務の目的を明らかにするに当たっては、求職者の個人情報がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

(ロ) 無料職業紹介事業者は、求職を受理する際には、当該求職者の能力に応じた職業を紹介するため必要な範囲で、求職者の個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないものとする。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

a 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

b 思想及び信条

c 労働組合の加入状況

- ・ a から c までについては、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

a 関係

(a) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

(b) 容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

b 関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

c 関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

(ハ) 無料職業紹介事業者は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないものとする。

(ニ) 無料職業紹介事業者は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談表（乙））により提出を求めるものとする。

(ホ) 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られる。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(ヘ) 法第5条の5第1項又は法に基づく指針の規定により求職者等本人の同意を得る際には、次に掲げるところによること。

(a) 同意を求める事項について、求職者等が適切な判断を行うことができるよう、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。

(b) 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、職業紹介の条件としないこと。

(c) 求職者の自由な意思に基づき、本人により明確に表示された同意であること。

(2) 個人情報管理の措置に関する要件

次のいずれにも該当し、求職者等の個人情報を適正に管理するための措置が講じられていること。

イ 当該要件を満たすためには、次のいずれにも該当することが必要である。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置が講じられていること。

(ロ) 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置が講じられていること。

(ハ) 求職者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者が求職者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置が講じられていること。

(ニ) 職業紹介の目的に照らして必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置が講じられていること。

ロ 「適正管理」については以下の点に留意するものとする。

(イ) 無料職業紹介事業者は、その保管又は使用に係る個人情報に関し適切な措置（イの(イ)から(ニ)まで）を講ずるとともに、求職者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならないものとする。

(ロ) 無料職業紹介事業者が、求職者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報に正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないものとする。

- ・ 「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の

利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密にあたりうる。

3 法第 33 条第 4 項において準用する法第 31 条第 1 項第 3 号の要件（1 から 2 までのほか、申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること）

次のいずれにも該当し、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること。

(1) 代表者及び役員（法人の場合に限る。）に関する要件

代表者及び役員（法人の場合に限る。）が、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当する者その他適正な事業遂行を期待し得ない者でないこと。

イ 法第 32 条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

ロ 貸金業法第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者にあつては同法第 3 条の登録、質屋営業法第 1 条に規定する質屋営業を営む者にあつては同法第 2 条の許可を、それぞれ受け、適正に業務を運営している者であること。

ハ 風営化適正化法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他職業紹介事業との関係において不適当な営業の名義人又は実質的な営業を行う者でないこと。

ニ 外国人にあつては、原則として、入管法別表第一及び第一の二並びに別表第二のいずれかの在留資格を有する者であること。

ホ 住所及び居所が一定しないなど生活根拠が不安定な者でないこと。

ヘ 不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であること。

ト 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であること。

チ 虚偽の事実を告げ、若しくは不正な方法で許可申請を行った者又は許可の審査に必要な調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者でないこと。

リ 国外にわたる職業紹介を行う場合にあつては、相手先国の労働市場の状況及び法制度について把握し、並びに求人者及び求職者との確な意思の疎通を図るに足る能力を有する者であること。

(2) 職業紹介責任者に関する要件

職業紹介責任者は、次のいずれにも該当し、欠格事由に該当せず、また業務を適正に遂行する能力を有する者であること。

イ 法第 32 条の 14 の規定により、未成年者ではなく、法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までに掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ロ (1)のロからリのいずれにも該当すること。

ハ 次のいずれにも該当し、労働関係法令に関する知識及び職業紹介事業に関連する経験を有する者であること。

(イ)職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を定める告示第 2 項に定める職業紹介責任者講習を修了（許可の場合は申請の受理の日、許可の有効期間の更新の場合は許可の有効期間が満了する日の前 5 年以内の修了に限る。）した者であること。

(ロ)精神の機能の障害により職業紹介責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。

(3) 事業所に関する要件

無料職業紹介事業を行う事業所は、次のいずれにも該当し、その位置、構造、設備、面積からみて職業紹介事業を行うに適切であること。

イ 位置が適切であること

風営適正化法で規制する風俗営業や性風俗関連特殊営業等が密集するなど職業紹介事業の運営に好ましくない場所でないこと。

ロ 事業所として適切であること

次のいずれにも該当し、事業所として適切であること。

(イ) プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能であること。

具体的には、個室の設置、パーティション等での区分により、プライバシーを保護しつつ求人者又は求職者に対応することが可能である構造を有すること。

ただし、上記の構造を有することに変えて、以下の(a)又は(b)のいずれかによっても、この(イ)の要件を満たしているものと認めること。また、当分の間、以下の(c)によることも認めること。

(a) 予約制、近隣の貸部屋の確保等により、他の求人者又は求職者等と同室にならずに対面の職業紹介を行うことができるような措置を講じること。この場合において、当該措置を講じない運営がなされた場合には、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(b) 専らインターネットを利用すること等により、対面を伴わない職業紹介を行うこと。この場合において、対面を伴う職業紹介事業の運営がなされたときは、許可の取消し対象となる旨の許可条件を付するものとする。

(c) 事業所の面積がおおむね 20 m²以上であること。

ハ 事業所名は、利用者にとっての業務の範囲が分かりやすいもので、かつ、「無料職業紹介」の文字を入れたものとし、また、当該事業所名（愛称等も含む。）は、職業安定機関その他公的機関であるとの誤認を生ずるものでないこと。

(4) 適正な事業運営に関する要件

イ 申請者及び申請者の行う他の事業との関係に関する要件

次のいずれにも該当し、申請者及び申請者の行う他の事業との関係で、職業紹介事業の適正な運営に支障がないこと。なお、労働者派遣事業を兼業する場合にあっては、有料職業紹介事業許可基準の3の(4)のイの(ホ)に準じて判断すること。

(イ) 申請者が国又は地方公共団体でないこと。

(ロ) 学校教育法に基づく各種学校にあっては、修業年限1年以上の生徒の定員数が40人以上、その専任教員の定員数が3人以上であり、かつ、設立許可後1年を経過したものであること。

(ハ) 営利法人にあっては、無料職業紹介事業を本来の営利活動に資する目的で行おうとするものでないこと。

(ニ) 申請者の存立目的、形態、規約等から認められる範囲の職業紹介を行うものであること。ただし、各種学校にあっては、当該各種学校の修業年限6箇月以上の課程に係る卒業予定者、卒業生（卒業後3年以内に限る。）及び修業年限1年以上の課程に係る在学生のアルバイトの職業紹介を行うものであること。

(ホ) 無料職業紹介事業を会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものでないこと。

(ヘ) 事業主の利益に偏った職業紹介が行われるおそれのある者でないこと。

ロ 業務の運営に関する規程の要件

職業安定法の次の各条文の内容を含む業務の運営に関する規程を有し、これに従って適正に運営されること（様式例第1号参照）。

第2条（職業選択の自由）、第3条（均等待遇）、第5条の3（労働条件等の明示）、第5条の4（求人等に関する情報の的確な表示）、第5条の5（求職者等の個人情報の取扱い）、第5条の6（求人の申込み）、第5条の7（求職の申込み）、第5条の8（求職者の能力に適合する職業の紹介等）、第33条第4項において準用する第32条の12（取扱職種の範囲等の届出等）及び第34条において準用する第20条（労働争議に対する不介入）

なお、この規程は2に定める個人情報適正管理規程と一体のものとしても差し支えないこと。

ハ 名義貸しに関する要件

他に名義を貸与するために、又は職業紹介責任者となり得る者の名義を借用して許可を得るものではないこと。

ニ 国外にわたる職業紹介に関する要件

(イ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、法第33条第4項で準用する32条の12第1項の規定により取扱職種の範囲等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行うものでないこと。

(ロ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、入管法その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して行うものであること。

(ハ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に対して渡航費用その他を貸し付け、又は求人者がそれらの費用を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

(ニ) 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用するものでないこと。

(a) 相手先国において活動を認められていないもの。

(b) 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの。

(ホ) 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行うものでないこと。

3 職業紹介事業の取扱職種の範囲等の届出等について

(1) 趣旨

職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を定めたとき又は変更したときは、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣へ届け出なければなりません（法第 32 条の 12 第 1 項（法第 33 条第 4 項及び法第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び則第 24 条の 4）。

この届出は、必須のものではありませんが、この届出をしない場合には、法第 5 条の 6 第 1 項の規定による求人受理義務、法第 5 条の 7 の規定による求職受理義務が全職業・全地域の求人・求職について課されることとなります。

取扱職種の範囲の定め方は原則として令和 4 年版厚生労働省編職業分類の中分類として下さい。ただし、求職者の受付手数料や求職者手数料を徴収する職業に範囲を定める場合については、従来の区分によることが適当ですので、必要に応じ都道府県労働局に御相談ください。

また、令和 2 年 3 月 30 日から、一定の労働関係法令違反の求人者による求人（※ 1）や暴力団員などによる求人（※ 2）の申込などを受理しないことができることとなりました。

（※ 1）一定の労働関係法令違反の求人者による求人

以下①に掲げる法令のうち、政令で定める条項（命第 1 条）の違反に関して、②に掲げる場合（則第 4 条の 5 第 3 項）に、不受理の対象となります。また、指針において、求人者が不受理事由に該当するか否かについて、求人者に自己申告させるべきこと、不受理事由に該当することを知った場合には当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと、とされています。

① 対象となる法令

- a 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- b 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- c 職業安定法
- d 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総合推進法」という。）
- e 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）
- f 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児介護休業法」という。）

② 対象となるケース

- a 労働基準法及び最低賃金法の規定
 - ・ 過去 1 年間に 2 回以上同一条項の違反について是正指導を受けている場合
 - ・ 対象条項違反により送検され、公表された場合
 - ・ その他、労働者の職場への定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合（社会的影響が大きいケースとして公表された場合等）

b 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法の規定

- ・ 法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合

※ 原則として、a のうち送検・公表された場合については送検後 1 年、それ以外の場合については是正後 6 か月までが不受理期間となります。

(※ 2) 暴力団員などによる求人

求人者が以下に掲げるいずれかの者であるときをいいます。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

② 法人であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員があるもの

③ 暴力団員がその事業活動を支配する者

(2) 取扱職種の範囲等の限定が認められるもの

不当な差別的取扱いに当たらず、取扱職種の範囲等の限定が認められる例としては、以下のものがあります。

a 職業

事務的職業、法人・団体役員、飲食物調理の職業、林業の職業 など
(定め方)

原則として、令和 4 年版厚生労働省編職業分類の中分類

b 地域

国内、大阪府、中部地方 など
(定め方)

原則として、都道府県名又は都道府県名及び市町村名

国外にわたる職業紹介を行う場合の相手先国名は、外務省が作成している「各国・地域情勢」に記載された名称

c 賃金

時給 1,500 円以上の求人、月給 35 万円以上の求人 など

d その他

紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者 など

(3) 届出手続

イ 届出は、職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第 6 号）により、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出することにより行います。

ロ 既に、許可を受けている事業者の場合は許可証の書換えが必要となりますが、現在有している許可証と引き替えに書換え後の許可証が交付されます。

(4) 取扱職種の範囲等の明示等（法第 32 条の 13、則第 24 条の 5）

次に掲げるものについて、求人者及び求職者に対して、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに書面の交付、ファクシミリを利用する方法又は電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。）を利用する方法により明示しなければなりません。

- ① 取扱職種の範囲等
- ② 手数料に関する事項
- ③ 苦情の処理に関する事項
- ④ 求人者の情報（職業紹介に係るものに限り、）及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ⑤ 返戻金制度に関する事

ただし、職業紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りではありません。

また、ファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法が認められるのは、書面の交付を受けるべき者がファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法（ファクシミリ又は電子メール等の受信者がプリントアウトできるものに限る。以下同じ。）を希望し、かつ、実際にファクシミリを利用する方法についてはファクシミリ装置により受信したときに、電子メール等を利用する方法については書面の交付を受けるべき者の使用に係る通信端末機器に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなされます。

この場合において、書面の交付を受けるべき者がファクシミリを利用する方法又は電子メール等を利用する方法を希望するときは、希望するファイルへの記録の方式（電子メール・SNS メッセージ等の電気通信の方式、添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式及びバージョン等）を書面の交付を行うべき者に対して明示することによるものとします。

4 国外にわたる職業紹介等について

(1) 概要

国外にわたる職業紹介については、職業安定法及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」において、必要な事項が定められています（p75 参照）。

特に、平成 31 年 4 月 1 日より施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）」（以下、「改正入管法」という。）において、新たな在留資格として「特定技能」が創設されましたが、「特定技能」の在留資格に関して国外にわたる職業紹介を行うためには、他の在留資格と同様に、職業紹介事業の許可などが必要となります。

また、特定技能については、その他の在留資格と同様に、在留資格で認められている範囲内で転職が可能であり、転職先のあっせんを行う場合にも職業紹介事業の許可などが必要となります。既に職業紹介事業の許可などを取得している場合は、改めて取得する必要はありませんが、必要に応じて相手先国や取次機関の届出などの手続を行ってください。

(2) 特定技能外国人材の受入れにあたっての許可の留意点

① 登録支援機関の認定を受けている場合

入管法に基づき登録支援機関の認定を受けている場合は、特定技能外国人材の受入れに関する支援など（非自発的離職時の転職支援を含む）を行うことができます。ただし、登録支援機関の認定を受けていても、職業紹介を行う場合には、別途職業紹介事業の許可などを取得する必要があります。

② 監理団体の許可を受けた事業者が行うことができるのは、技能実習に関する雇用契約の成立のあっせんです。このため、特定技能外国人材に関する職業紹介を行う場合には、別途職業紹介の許可などを取得する必要があります。

5 職業紹介事業開始以降の手続き等

(1) 事業主が行政に対して行う必要のある手続

職業紹介事業の許可を受けた後、当該許可を受けた事業主は次の手続を管轄都道府県労働局に行わなければなりません。

イ 許可有効期間の更新申請

有料職業紹介事業の許可の有効期間は、新規については3年、更新については5年となります。

また、無料職業紹介事業の許可の有効期間は、新規、更新ともに5年となります。

両事業とも許可の有効期間が満了したときにはこの許可は失効することになりますので、引き続き職業紹介事業を行おうとする場合には、許可の有効期間の満了する日の3か月前までに「職業紹介事業許可有効期間更新申請書(様式第1号)」を、管轄都道府県労働局を經由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

許可有効期間の更新申請の際、有料職業紹介事業の場合には、許可有効期間更新申請書に、手数料として更新を受けようとする事業所1事業所当たり1万8千円の収入印紙を添付する必要がありますが、都道府県労働局の指示に従ってください。なお、収入印紙が消印された後は、手数料は返還されません。

さらに、派遣元事業主が職業紹介事業の許可有効期間の更新申請を行う場合又は労働者派遣事業の許可有効期間の更新申請と同時に職業紹介事業の許可有効期間の更新申請を行う場合には、必要とされる該当の添付書類のうち、

- ・申請者が法人である場合
 - ⇒ 法人に関する書類
 - ⇒ 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ 資産に関する書類
- ・申請者が個人である場合
 - ⇒ 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ 資産及び資金に関する書類

の書類の添付を省略することができます。ただし、派遣元事業主が職業紹介事業の許可有効期間の更新申請を行う場合にあっては、省略することができる書類の事項の内容を労働者派遣事業の申請の際に添付した書類により確認することができない場合は、書類の添付を省略することはできません。

※有料及び無料職業紹介事業の許可の有効期間の更新基準は有料及び無料職業紹介事業の許可基準と同様ですが、同許可基準の1の(1)の500万円とあるのは350万円と読み替えて適用し、同許可基準の1の(2)は適用しないものとします。

[添付書類]

(1) 事業計画に関する書類	有料又は無料職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介事業計画書（様式第2号）
(2) 法人に関する書類	有料又は無料の許可申請書の添付書類（第2の1の（2）のニ又は第2の2の（1）のハに記載する添付書類を参照）のうち、①の書類（変更があった場合に限る）
(3) 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類	有料又は無料の許可申請書の添付書類（第2の1の（2）のニ又は第2の2の（1）のハに記載する添付書類を参照）のうち②の履歴書以外の書類（本籍地記載のある住民票の写しについては、従前の届出等において提出がなかった場合に限る。代表者及び役員の法定代理人に関する書類については、変更があった場合に限る。）
(4) 資産に関する書類	有料又は無料の許可申請書の添付書類（第2の1の（2）のニ又は第2の2の（1）のハに記載する添付書類を参照）のうち、③の書類（資金に関する書類を除く）
(5) 業務の運営に関する書類	有料又は無料の許可申請書の添付書類（第2の1の（2）のニ又は第2の2の（1）のハに記載する添付書類を参照）のうち、⑤の書類

ロ 変更に関する届出

次の事項を変更した者は、(8)及び(9)に掲げる事項の変更の届出にあつては、その事実の発生の翌日から起算して30日以内、その他の事項の変更の届出にあつては、その事実の発生日の翌日から起算して10日以内（登記事項証明書の添付を要する場合は30日以内）に、有料・無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）を添付書類とともに、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。

また、派遣元事業主が職業紹介事業の変更届の申請を行う場合又は労働者派遣事業の変更届の申請と同時に職業紹介事業の変更届の申請を行う場合には、必要とされる該当の添付書類のうち、

- ・申請者が法人である場合
 - ⇒ 法人に関する書類
 - ⇒ 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ 資産及び資金に関する書類
- ・申請者が個人である場合
 - ⇒ 代表者、役員、職業紹介責任者に関する書類のうち、代表者、役員に関する書類
 - ⇒ 資産及び資金に関する書類

の書類の添付を省略することができます。ただし、派遣元事業主が職業紹介事業の

変更届の申請を行う場合にあっては、省略することができる書類の事項の内容を労働者派遣事業の申請の際に添付した書類により確認することができない場合は、書類の添付を省略することはできません。

変更の届出を要する事項	添付書類
(1) 事業者の氏名又は名称の変更	有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち法人の場合①の書類、個人の場合②の書類
(2) 事業者の住所の変更	〃
(3) 法人の代表者の氏名の変更	有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち①（法人の登記事項証明書に限る）及び②の書類
(4) 法人の役員の氏名の変更	〃
(5) 法人の役員の住所の変更	〃
(6) 事業所の名称の変更	有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち法人の場合①の書類
(7) 事業所の所在地の変更	有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち法人の場合①及び⑥の書類、個人の場合⑥の書類
(8) 職業紹介責任者の氏名の変更	有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち②の書類
(9) 職業紹介責任者の住所の変更	〃
(10) 事業所の新設（事業所における職業紹介事業の開始）	有料又は無料の職業紹介事業を行う事業所ごとの職業紹介事業計画書 有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち、②（職業紹介責任者に係るものに限る。）、③（許可条件通知書に記載された資産要件（事業所数の上限）を超えて新設する場合に限る）④、⑤及び⑥の書類
(11) 事業所の廃止（事業所における職業紹介事業の廃止）	廃止する事業所の許可証
(12) 兼業の変更に関する書類	有料又は無料の許可申請書の添付書類のうち①の書類
(13) 取次機関の変更	有料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち⑨又は無料職業紹介事業許可申請書の添付書類のうち⑧の書類、及び取次機関に関する申告書（通達様式第10号）

※ 職業紹介責任者に係る添付書類については、職業紹介事業者が、職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を新設する事業所の職業紹介責任者として

引き続き選任したときは、履歴書及び受講証明書の写し（職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書の写し）を添付する必要はありません。

ハ 職業紹介事業の取扱職種の範囲等の変更等

職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を変更した場合、変更後の取扱職種の範囲等（職業・地域等）を職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号）により、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に届け出なければなりません。

ニ 届出制手数料の変更（有料職業紹介事業のみ）

届出制手数料を変更しようとする者は、事前に届出制手数料変更届出書（様式第3号）により、管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に届け出なければなりません。

ホ 廃止の届出

有効期間内に事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に職業紹介事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて職業紹介事業廃止届（様式第7号）を管轄都道府県労働局に提出しなければなりません。

ヘ 事業所の追加に関する手続

新たに職業紹介事業を行う事業所を設置するときは、職業紹介事業変更届出書を管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に届け出ることにより、行うことができます。添付書類については、ロの(10)を参照ください。

ト 職業紹介事業報告

毎年4月30日までに前年度における職業紹介事業を行う全ての事業所ごとの職業紹介事業の状況を報告書にまとめ正本一通及びその写し二通を作成し、管轄都道府県労働局に提出してください。

チ 職業紹介責任者でない個人事業主が死亡した場合

職業紹介事業を行う個人事業主が死亡した場合には、死亡の日から10日以内に職業紹介事業代表者死亡届（通達様式第13号）を管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。この届出がなされた場合には、死亡の日から1か月間職業紹介責任者の責任において事業の継続が認められます。

また、この1か月のうちに引き続き事業を行おうとする者から新規の許可申請が行われた場合には、許可処分が通知される日まで職業紹介責任者の責任において事業の継続が認められます。

なお、個人事業主の死亡に伴い、職業紹介事業を継続しない場合は、職業紹介事業代表者死亡届を提出する必要はありません。

リ 職業紹介責任者を兼ねている個人事業主が死亡した場合

職業紹介事業を行う個人事業主が死亡した場合には、死亡の日から10日以内に職業紹介事業代表者等死亡届を管轄都道府県労働局を経由して厚生労働大臣に提出しなければなりません。この届出がなされた場合には、死亡の日から1か月間届出者（当該事業主の家族、従事者又は求職登録者）の責任において事業の継続が認められます。

また、この1か月のうちに引き続き事業を行おうとする者から新規の許可申請が行われた場合には、許可処分が通知される日まで届出者の責任において事業の継続が認められます。

なお、個人事業主の死亡に伴い、職業紹介事業を継続しない場合は、職業紹介事業代表者死亡届を提出する必要はありません。

ヌ 法人の合併等の取扱い

法人の合併等に際し、消滅する法人が職業紹介事業を行っている事業所を有しており、合併後存続する法人又は合併により新たに設立される法人が、その事業所において、引き続き職業紹介事業を行おうとする場合等には、許可申請等の手続を行う必要があります。

この場合の許可申請に当たって、合併前に既許可の際審査済みの添付書類のうち変更がないものは省略して差し支えありません。

なお、合併後の法人が有することとなる職業紹介事業所の数に応じ財産的基礎に関する要件（「有料職業紹介事業の許可基準」1の(1)）を満たす必要はありません。

① 吸収合併の場合の取扱い

- a 合併後存続する法人において有料職業紹介事業を行う場合、消滅する法人において職業紹介事業の許可を有していたが、存続法人において許可を有していないのであれば、新規許可申請が必要になります。

この場合、職業紹介事業の許可の期間に空白を生じること避けるため、合併の日付と同日付けで許可することが可能となるよう、合併を議決した株主総会議事録等合併を確実に行われることを確認できる書類を添付して、存続法人が事前に許可申請を行うようにしてください。

なお、事業開始日までに法人の名称、住所、代表者、役員、職業紹介責任者を変更するときは、申請書には変更後のものを記載し、変更した後直ちに申請内容に相違がなかったことを報告してください。

- b 合併後に職業紹介事業を行う事業所のうち、存続法人が職業紹介事業の許可を有していたときは、新規許可申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行ってください。
- c 合併するすべての法人が職業紹介事業の許可を有している場合は、新規許可申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等に変更がある場合には、変更の届出を行ってください。

なお、合併に際し新たに職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、ロの(10)の手続きが必要です。

② 新設合併の場合の取扱い

- a 新設合併の場合（合併する法人がすべて解散し、それと同時に新法人が設立される場合）には、合併後に職業紹介事業を行うときは、新規許可申請が必要です。

この場合、①のaと同様の手続により事前に許可申請を行うこととなりますが、申請時には新法人の主体がないため、特例的に合併後の予定に基づいて申請書等を記載するものとし、新法人設立後、予定どおり設立された旨を報告してください。

- b なお、新設合併する法人がすべて職業紹介事業の許可を有している場合は、①のcに準じて取り扱うこととします。

③ 一般労働者派遣事業を行う法人と合併する場合の取扱い

職業紹介事業の許可を有する法人と一般労働者派遣事業を行っている事業所を有する法人が合併するときであって、職業紹介事業の許可を有する法人が消滅す

る場合は、新規許可申請が必要となります。職業紹介事業の許可を有する法人が存続する場合は、合併後、新規許可申請を行う必要はありませんが、合併により法人の名称等が変更したときは、変更の届出を行う必要があります。

④ 営業譲渡、譲受の場合の取扱い

①に準じた取扱いとなります。

⑤ 会社分割の場合

a 新設分割の場合

分割により新たに創設した法人（以下「分割新設法人」といいます。）に、分割する法人の営業を承継させる新設分割（会社法第2条第30号）の場合には、分割する法人が職業紹介事業の許可を有している場合であっても、分割新設法人が職業紹介事業を行う場合は新規許可申請が必要となり、②のaに準じて取り扱います。

b 吸収分割の場合

既に存在する他の法人に、分割する法人の営業を承継させる吸収分割の場合には、①に準じて取り扱います。

事業所新設までのプロセス

■ 変更届出から許可証交付までの流れ

